

令和4年7月19日	
所 属	環境創造課
所属長	宗和 素子
電 話	06-6489-6301

尼崎市新ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書の縦覧について

尼崎市は、尼崎市環境影響評価等に関する条例第16条第1項の規定に基づき「尼崎市新ごみ処理施設整備事業」に係る環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）の提出があったので、同条第2項の規定により、準備書の写しの縦覧を行います。

なお、準備書について環境の保全の見地から意見を有する者は、その意見を記載した書面を市長に提出することができます。

1 事業概要

(1) 事業者

名称 尼崎市

代表者名 尼崎市 市長 稲村 和美

所在地 尼崎市東七松町1丁目23番1号

(2) 事業名

尼崎市新ごみ処理整備事業

(3) 事業予定地

尼崎市大高洲町8番地

(4) 事業内容・目的

現行のごみ処理施設（クリーンセンター第1工場・第2工場、資源リサイクルセンター、し尿処理施設など）の老朽化に伴い、新たな施設に建て替えるものであり、市内の一般家庭や事業所から排出される一般廃棄物（し尿含む）を適正に処理しつつ、廃棄物に含まれる資源を回収することなどを目的としたものです。

2 縦覧

(1) 縦覧期間

令和4年7月19日から令和4年9月1日まで（開庁時間中のみ）

(2) 縦覧場所

尼崎市役所中館9階（環境創造課）、尼崎市政情報センター、各地域振興センター、園田東会館、各サービスセンター、各保健福祉センター、各図書館

(3) その他

尼崎市 HP (<https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/kurashi/gomi/1014261/1022200/index.html>)
でも閲覧することができます。

3 意見の提出方法

(1) 提出期間

令和4年7月19日から令和4年9月1日まで

(2) 提出内容

①氏名、②住所、③連絡先、④事業名称（尼崎市新ごみ処理施設整備事業）、⑤準備書に対する環境の保全の見地からの意見

(3) 提出先

尼崎市役所中館 9 階（環境創造課）

住所：〒660-8501 尼崎市東七松町 1 丁目 23 番 1 号

FAX：06-6489-6301

E-mail：ama-kankyo-sozo@city.amagasaki.hyogo.jp

(4) 提出方法

持参、郵送、Fax、E-mail（いずれも 9 月 1 日必着）

(5) 提出のあった意見の取り扱い

提出のあった意見については、本市において取りまとめたうえで、事業者に送付し、事業者の見解を求めるほか、提出のあった意見や意見に対する事業者の見解を踏まえて、尼崎市環境影響評価審議会において準備書の内容について審議が行われます。

本市は、提出のあった意見と審議会での審議結果を踏まえ、準備書と事業者の見解に対して環境の保全の見地から意見を取りまとめ、公表及び事業者に送付します。

なお、事業者は通知の内容を踏まえ、準備書の記載事項の検討及び補正を行い、評価書等を作成します。

【参考】

環境影響評価（環境アセスメント）制度とは、一定規模以上の事業を実施する際に、事業者自らがあらかじめその事業が環境にどのような影響を及ぼすのかを調査・予測・評価し、その結果を公表することで、住民などの意見を聴きながら環境の保全・創造について適切な配慮を行い、事業計画に環境の保全のための措置を適切に反映させるための制度です。

以 上

尼崎市環境影響 評価制度の概要



尼崎市の環境影響評価制度とは

環境影響評価制度（環境アセスメント）とは、規模が大きく環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業の実施にあたり、その事業が環境に及ぼす影響について、事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表して市民の皆さまや専門家の意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていくための制度です。

尼崎市では、昭和55年からは「尼崎市環境影響評価指導要綱」、平成17年からは「尼崎市環境影響評価等に関する条例」に基づき、環境影響評価手続を行ってきました。

その後、環境影響評価法の改正に伴い、社会状況の変化や運用上の課題等に対応するため、「尼崎市環境影響評価等に関する条例」及び「尼崎市環境影響評価条例施行規則」の一部改正を行うとともに、事前環境配慮指針及び環境影響評価技術指針についても改定を行い、平成25年10月から施行しています。

尼崎市環境影響評価等に関する条例

尼崎市環境影響評価等に関する条例施行規則

条例の施行に関して必要な事項（手続の詳細、環境影響評価の手続が必要となる対象事業の要件等）を定めています。

事前環境配慮指針・環境影響評価技術指針

事前環境配慮、環境影響評価（調査、予測、評価）、事後調査の具体的な方法について、必要な事項を定めています。

尼崎市環境影響評価 審議会

学識経験者等で構成され、環境影響評価に関する専門的・技術的な調査審議を行います。

参考

環境影響評価法

兵庫県条例（環境影響評価に関する条例）

国では環境影響評価法、兵庫県では環境影響評価に関する条例で、それぞれ対象事業を定めています。法または県条例の対象となる事業については、尼崎市環境影響評価等に関する条例の適用除外となります。

環境影響評価の手順について

1. 事前環境配慮

事前環境配慮指針に基づき環境への配慮事項を検討し、事業計画に反映します。

【調査】環境への影響を予測するために、事業計画地などの状況を現地調査したり、関係資料を収集します。

2. 調査・予測・評価

事業内容や地域特性等を考慮し、次の項目から環境影響評価を行う項目を選定

【予測】事業の実施により環境がどのように変化するかを、工事中と供用後の段階について予測式を用いたり、類似事例によって予測します。

【環境影響評価項目】大気質、騒音、振動、低周波音、悪臭、水質、底質、地下水質、地形・地質、地盤変状、土壌汚染、廃棄物、植物、動物、生態系、資源循環、地球温暖化、人と自然とのふれあい活動の場、電波障害、日照、

【評価】環境へどのように影響を及ぼすのかをプラスの面とマイナスの面の両面から評価を行い、環境の保全のための措置を検討します。

3. 事後調査

工事中と供用後の段階について予測内容（評価書の内容）の検証を行います。また、環境の保全のための措置について評価書の内容どおり実施したか確認します。

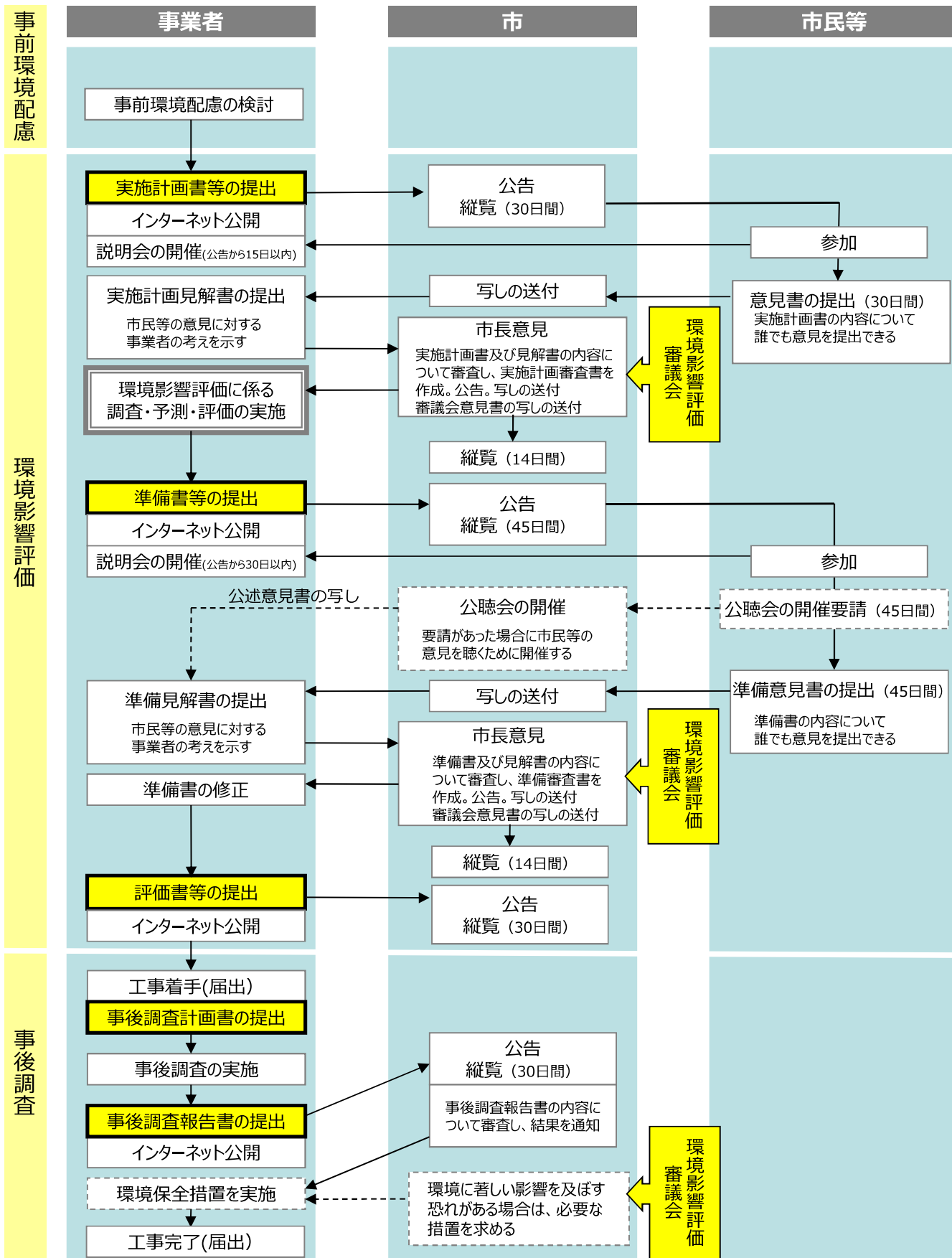
対象事業一覧

参考 法及び条例の対象事業一覧

事業の種類		市条例 対象規模	対象規模					
			兵庫県（環境影響評価に関する条例）		国（環境影響評価法）			
			対象事業	特別地域対象事業 ※4	第一種事業 ※5	第二種事業 ※6		
1	道路の建設	高速自動車国道	すべて	すべて	—	すべて	—	
		自動車専用道路（阪神高速）	すべて	4車線以上(すべて)	2車線 10km以上	すべて	—	
		自動車専用道路（一般国道）				4車線 10km以上	4車線 7.5~10km	
		自動車専用道路（その他）				—	—	
		一般国道（自専以外）				4車線 10km以上	4車線 10km以上	
林道	4車線 1km以上	4車線 10km以上	4車線 7.5~10km	4車線 7.5~10km				
その他の道路	—	—	幅員6.5m 20km以上	幅員6.5m 15~20km				
2	鉄道又は 軌道の建設	新幹線鉄道	すべて	すべて	—	すべて	—	
		普通鉄道	すべて(移設は長さ1km以上)	長さ10km以上	長さ7.5~10km	長さ10km以上	長さ7.5~10km	
		軌道	—	—	—	—		
3	廃棄物処理 施設の建設	ごみ処理施設(焼却施設除く)	処理能力4t/時以上	—	—	—	—	
		ごみ焼却施設	処理能力4t/時以上	処理能力450t/日以上				
		産廃中間処理施設(焼却施設除く)	敷地面積2ha以上	—				
		産廃焼却施設	処理能力4t/時以上	処理能力450t/日以上				
		し尿処理施設	—	処理能力150kℓ/日以上				
最終処分場	面積1ha以上	面積15ha以上	面積30ha以上	面積25~30ha				
4	下水道 終末処理場 の建設	終末処理場	最大処理水量1万m ³ /日以上	計画処理人口10万人以上	—	—	—	
		下水汚泥焼却施設	処理能力4t/時以上	—	—	—		
5	市街地開発 事業	土地区画整理事業	面積10ha以上	—	—	面積100ha以上	面積75~100ha	
6	公有水面の埋立て	面積10ha以上	面積50ha超又は 環境保全上重要な埋立	—	—	面積50ha超	面積40~50ha	
7	工場又は事業場の建設	使用燃料5kℓ/時以上 ※1 排水量1万m ³ /日以上 (冷却排水は30万m ³ /日以上)	使用燃料15kℓ/時以上 排水量1万m ³ /日以上 (冷却排水は30万m ³ /日以上) 面積100ha以上	面積50~100ha	—	—	—	
8	発電所の 建設	火力発電所（地熱）	出力2万kW以上 ※2	出力1万kW以上	—	—	出力1万kW以上	出力7,500~1万kW
		火力発電所（その他）	出力7.5万kW以上	出力15万kW以上			出力11.25万~15万kW	
		水力発電所	出力3万kW以上	出力3万kW以上			出力2.25万~3万kW	
		原子力発電所	すべて	すべて			—	
		太陽電池発電所	面積5ha以上	出力4kW以上			出力3万~4万kW	
		風力発電所	出力1,500kW以上	出力500~1,500kW			出力1万kW以上	出力7,500~1万kW
9	工業団地の 建設	近畿圏整備法適用	面積10ha以上 使用燃料5kℓ/時以上 排水量1万m ³ /日以上 (冷却排水は30万m ³ /日以上)	面積100ha以上 使用燃料15kℓ/時以上 排水量1万m ³ /日以上 (冷却排水は30万m ³ /日以上)	面積50~100ha	面積100ha以上	面積75~100ha	
		その他	—	—	—	—		
10	建築物の建設	建築物の高さ60m以上 かつ延べ面積5万m ² 以上	—	—	—	—	—	
11	レクリエーシ ョン施設の建 設	都市公園	—	形質変更面積100ha以上	面積50ha以上	—	—	
		運動・レジャー施設	面積5ha以上	面積100ha以上	面積50~100ha	—	—	
		ゴルフ場	—	面積20ha以上	—	—	—	
12	複合開発整備事業 ※3	面積10ha以上	面積100ha以上	面積50~100ha	—	—	—	
	河川	ダム	—	温水面積 100ha以上	温水面積 50~100ha	温水面積 100ha以上	温水面積 75~100ha	
		堰	—	—	—	—		
		湖沼水位調節施設	—	—	—	土地改変面積 100ha以上	土地改変面積 75~100ha	
		放水路	—	—	—	—		
	飛行場の建設	—	滑走路の長さ 2,500m以上	面積50ha以上	—	滑走路の長さ 2,500m以上	滑走路の長さ 1,875~2,500m	
	新住宅市街地開発事業	—	—	—	面積100ha以上	面積75~100ha		
	新都市基盤整備事業	—	—	—	面積100ha以上	面積75~100ha		
	流通業務団地造成事業	—	面積100ha以上	面積50~100ha	面積100ha以上	面積75~100ha		
	宅地の造成の事業	都市再生機構	—	—	面積100ha以上	面積75~100ha		
		中小企業基盤整備機構	—	—	面積100ha以上	面積75~100ha		
	港湾計画	—	—	—	—	埋立て等面積 300ha以上		
	畜産施設の建設	豚舎施設	面積7,500m ² 以上	—	—	—	—	
		牛舎施設	面積23,500m ² 以上					
		鶏舎等	面積33,000m ² 以上					
	住宅団地の造成	—	面積100ha以上	面積50~100ha	—	—		
	土石の採取又は鉱物の採掘	—	面積100ha以上	面積50~100ha	—	—		

※1 「使用燃料」とは、発熱量39.1MJに相当する量を重油1ℓに換算した量 ※2 「出力」とは、発電端投入熱量9,00MJ当たりの発電電力量を1kw時（発電効率99.98%）に換算した出力
 ※3 廃棄物処理施設、工業団地、レクリエーション施設のうち（県条例では、工場等、運動・レジャー施設、工業団地、住宅団地、流通業務団地のうち）、2以上の事業を併せて実施する場合
 ※4 特別地域…自然環境など特に保全すべき地域 ※5 第一種事業…必ず環境アセスメントを行う事業 ※6 第二種事業…第一種事業に順ずる規模で、環境アセスメントが必要かどうか個別に判断する事業

環境影響評価手続きの流れ



【発行元】 尼崎市経済環境局環境部環境創造課
TEL:06-6489-6301 FAX:06-6489-6300

■ 条例及び条例施行規則については、尼崎市HPに全文を掲載しています。
<http://www.city.amagasaki.hyogo.jp/>

